令和７年度

蒲原小中学校児童クラブ建設工事

公募型プロポーザル説明書

令和７年４月

静　岡　市

都市局　建築部　建築総務課

第１章　プロポーザルに関する事項

１　プロポーザルの趣旨

本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等の遊び及び生活の場を提供し児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施している。

現在、蒲原東小学校と蒲原西小学校で放課後児童クラブを実施しているが、令和８年度の蒲原地区における施設一体型小中一貫校開校に合わせて、令和７年度に放課後児童クラブ室を蒲原小中学校内（現在の蒲原中学校内）に整備する。

蒲原小中学校児童クラブ建設工事は、高い品質の確保、コスト縮減、工期の短縮並びに優れたプランの提案を求めるため、公募型プロポーザルを実施する。

２　建設工事概要

（１）工事名　　令和７年度 ここ若第１号　蒲原小中学校児童クラブ建設工事

（２）工事場所 　静岡市　清水区蒲原地内

（３）工事概要　 ・蒲原小中学校児童クラブ建設に必要な調査・設計・法手続き（計画通知等）及び工事施工（工事監理は静岡市にて実施）

　　　　　　　　　・上記施設周囲の外構設計及び工事

　　　　　　　　　・静岡市の工事監督・検査に関する規定に基づいた書類提出及び市の工事検査対応

（４）工事計画　　別添「蒲原小中学校児童クラブ建設工事計画図」のとおり

(５) 履行期間 契約締結日の翌日から令和８年２月24日（火）まで

 (６) 予定額　　　上限提案価格　101,880,000円（税込）　※上限を超えた提案は失格とする。

（７）発注者　　　静岡市長

３　事務局

静岡市　都市局　建築部　建築総務課

住所　　　　　：〒420-8602 静岡市葵区追手町５番１号

ＴＥＬ　　　 ：054-221-1608（直通）

メールアドレス：kenchikusoumu@city.shizuoka.lg.jp

ホームページ　：http://www.city.shizuoka.lg.jp/index.html

４　参加資格

参加者は、次に掲げる参加要件を全て満たすこと。

1. 提案書類提出期限（令和７年５月14日）までに、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく、建築一式工事の入札参加資格の認定を受けている者であること。
2. 設計を担当する者が属する建築士事務所が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく事務所の登録を受けていること。
3. 二以上の者が共同（設計会社＋施工会社など）して入札に参加する（以下「共同企業体」という。）場合は、提案書類提出期限（令和７年５月14日）までに、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号）に基づく、入札参加資格の認定を受けている者による組合せであること。なお、共同企業体の取扱いは、別紙「営繕工事における共同企業体の取扱いについて」による。

（４）本工事に関して次に揚げる技術者を配置できる者であること。

・設計：建築士法第３条に基づき、必要となる建築士資格を有する者

・施工：建設業法第26条に基づき、主任（監理）技術者に必要となる資格を有する者。

（５）本工事を行う者に特定された場合、本工事を履行期間内に行うことが可能な体制を有し、技術提案書類を提出した時点において配置されていた全ての技術者が本工事の完了まで継続して本工事を行うことができる者であること。

（６）静岡市入札参加停止等措置要綱に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止（指名除外を含む。）の措置を受けている者ではないこと。 なお、参加表明書を提出した日から契約締結までの間に、静岡市から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

（７）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

（８）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条第１項及び第２項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（９）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（10）静岡市暴力団排除条例（平成25年３月８日）第２条第１号から３号に規定する者ではないこと。

（11）参加にあたって、連携協力企業等（参加する者と協力し、参加する者の責任の下に本業務の一部を(２)に求める技術者等を配置する者をいう。以下同じ。）を加える事を可とする。連携協力企業等がある場合は担当させる業務内容を技術提案書に含めること。

（12）連携協力企業等がある場合は、当該連携協力企業等が（４）から（10）までの条件を満たす者であること。

※上記の条件を満たしていないと判断された時点で、工事の途中であっても契約の解除を行う場合がある。

５　プロポーザル日程及び応募方法等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　容 | 日時 (令和７年) | 提出方法等 |
| 公募開始 | ４月４日(金) | 静岡市のホームページにて公募開始の旨を下記のデータを添付し掲載。１　蒲原小中学校児童クラブ建設工事公募型プロポーザル説明書２　蒲原小中学校児童クラブ建設工事公募型プロポーザル様式集３　蒲原小中学校児童クラブ建設工事仕様書４　蒲原小中学校児童クラブ建設工事計画図等５　技術提案評価基準６　静岡市営繕工事に係る設計施工一括発注方式における事業候補者選定要綱７　プロポーザル方式による事業候補者選定要領８　営繕工事における共同企業体の取扱いについて９　特定建設工事共同企業体協定書（甲型）10　共同企業体協定書（乙型） |
| 現場説明会参加申込み期限 | ４月10日(木) 12:00まで | ・様式１にて事務局にメールすること。(１社３名まで)・市からの「現場説明会参加申込み受理」のメールを確認すること。 |
| 現場説明会 | ４月14日(月)11:00から | ・場所：蒲原小中学校現地（静岡市清水区蒲原49）  |
| 参加表明書等提出期限 | ４月16日(水)　17:00まで | ・提出先：事務局　・提出方法：様式２、３（建築士事務所登録通知書等の証明できる資料の写しを添付すること）を持参または郵送・持参の場合は土日祝日を除き、8：30～17：15の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。・事務局にて参加資格の簡易審査を行い、資格がない場合にはメールでその旨を通知する。 |
| 質問受付期限 | ４月18日(金)　12:00まで | ・様式４にて事務局にメールすること。　・市からの「質問書受理」のメールを確認すること。 |
| 質問回答期限 | ４月25日(金) 17:00まで | ・市が参加表明者全員に質問回答書をメールする。・「質問回答書受理」のメールを市に返信すること。 |
| 辞退届提出期限 | ５月２日(金)17：00まで | ・提出先：事務局・提出方法：様式５を記入の上、持参または郵送・持参の場合は土日祝日を除き、8：30～17：15の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 |
| 技術提案書類の提出期限 | ５月14日(水)　12:00まで | ・提出先：事務局・提出方法：持参または郵送。・持参の場合は土日祝日を除き、8：30～17：15の間に提出する。 また、郵送の場合は期限までに必着のこと。 |
| 事業候補者等の特定通知 | ５月30日(金)　17:00まで | ・各提案者にメールにて通知する。 |

６　技術提案書類の内容（紙及び電子データ（ＣＤ又はＤＶＤ）とする）

1. 技術提案書類提出書　様式６　紙１部
2. 実施体制表　　　様式７　紙１部
3. 技術提案書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内　　容 | 書式 | 部数 |
| 配置図・平面図・立面図（４面、着色有り）、仕上表、業務スケジュール、技術提案等を、別添の「令和７年度　蒲原小中学校児童クラブ建設工事仕様書」及び「技術提案評価基準」に基づき提案する。 | Ａ３５枚程度（様式自由） | 紙７部 |

1. 価格提案書(様式8-1)　紙1部
2. 価格提案内訳書(様式8-2)　紙1部
3. 特定建設工事共同企業体協定書（様式9-1）または共同企業体協定書（乙型）（様式9-2）

（共同企業体の場合のみ）　紙１部

７　仕様書

別添の「令和７年度　蒲原小中学校児童クラブ建設工事仕様書」による。

８　審査等

（１）技術提案書の評価による事業候補者及び次点事業候補者の特定に係る審査は、蒲原小中学校児童クラブ建設工事プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）が行う。

　　　審査会委員は、次のとおりとする。

　　審査会委員（順不同、敬称省略）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所　属 |
| 脇坂　圭一 | 静岡理工科大学　理工学部　教授 |
| 中川　将巳 | 静岡市都市局建築統括監 |
| 萩原　智美 | 静岡市こども未来局子育て教育政策監 |
| 飯田　浩史 | 静岡市こども未来局こども若者応援課長 |
| 浅場　俊之 | 静岡市都市局建築部理事 |
| 長谷川　宏之 | 静岡市都市局建築部参与兼公共建築課長 |
| 永野　照雄 | 静岡市都市局建築部設備課長 |

（２）評価項目と配点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価対象 | 配点 |
| 企業の技術力 | 業務遂行能力（設計技術者） | 所有資格・業務実績 | 10 |
| 業務遂行能力（施工技術者） | 所有資格・業務実績 |
| 計画・設計・施工 | 意匠 | 建設中の蒲原小中学校新校舎とのデザイン、色彩の調和に配慮されているか | 80 |
| 木材の使用の有無及び市産材の使用の有無 |
| 機能及び仕様 | 採用する外装材（屋根・外壁）の耐用年数（メンテナンスの不要な期間）について |
| 配置・平面プランの提案、利用者（児童・保護者・職員）の動線・使い勝手に配慮されているか |
| 環境への配慮（通風、採光、温熱等（再エネ含む）） |
| 工程管理 | 妥当性のある工程か設計や施工にて付随する調査や各種手続きを考慮しているか |
| メンテナンス | 清掃、点検、補修のしやすい計画となっているか |
| 価格 | 　価格提案率に応じて、以下の方法により評価点を算定。　　価格提案率＝（価格提案／上限額）×100　　評価点＝10×（１－α／30）　小数点切上げ　　α＝（価格提案率－70）％　・価格提案率が70％以下の場合は10点とする。 | 10 |
| 要求水準を満たし、かつ、技術提案と提案価格を比較して費用対効果の高い提案内容となっているか。 |
| 合計 | 100 |

（３）審査方法

ア　審査会は、技術提案書類の中から評価点を基に、事業候補者及び次点事業候補者を特定する。

ウ　提案者が１者の場合は、評価点が60点以上であれば候補者とする。

（４）通知

ア　事業候補者に特定された者には特定通知、特定されなかった者に対しては、特定されたかった旨を付し、メールで通知する。

イ　特定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

９　共通事項

（１）資料の追加要請

提出された技術提案書類に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。なお、追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。

（２）失格

参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

1. 本工事の技術提案書類提出日（以下「基準日」という｡)から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合。
2. 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

第２章　契約等

１　契約の締結

1. 審査会が事業候補者として特定した者を当該工事に係る随意契約の見積参加者として決定し、地方自治法（昭和22年法律第67号）及びその他の法令の規定に基づき、建設工事の契約手続を開始する。
2. 事業候補者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、又はその他の理由において、事業候補者との契約が締結できない場合、次点事業候補者を見積参加者とする。
3. 事業候補者は、契約の締結ができないことが明らかとなった場合、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

２　その他

（１）技術提案書類の取扱い

1. 提出された技術提案書類は返却しない。
2. 提出された書類の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された書類（電子媒体に保

存されたデータを含む。以下同じ)は、事業候補者の特定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。ただし、事業候補者の技術提案書類については、本工事内容の公表時や本市が必要と認めるときには、その全部又は一部を使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった場合の技術提案書類は、本工事の特定結果の公表以外に無断で使用しない。

1. 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護

される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として応募者が負う。

（２）技術提案書類の記載内容の変更

① 技術提案書類の提出後、原則として審査が終了するまでの間は、技術提案書類に記載された内容の変更は認めない。

② 技術提案書類において提案した現場代理人は、原則として本工事が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

③ 技術提案書類において、提案した現場代理人以外の設計業務及び施工業務における配置予定者の変更は、協議の上、本市が同等以上の実績・能力を有すると認めるものに限り変更を認める。

（３）技術提案書類の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

（４）技術提案の履行

受注者は、技術提案書類の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本工事に不利益となる技術提案書類の提案事項と認める場合は除く)。

また、受注者の責により、契約完了時点で技術提案書類の提案を達成できなかった事項について、受注者は本市に対し、違約金を支払うものとし、工事の追加及び工期の延長等による一切の費用は受注者の負担とする。

ただし、本市と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を事業期間内に完了する場合は、同等と認める方法で履行することを認める場合もある。

なお、技術提案書類の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書類に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。